令和９年度　仙台市スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）募集要項

仙台市教育委員会

１　採用職種　　スクールソーシャルワーカー（会計年度任用職員）

２　募集人数　　１０名程度

３　職務内容　　主に次の業務を行います。

（１）校内支援会議等への参加、課題に対するアセスメント及び支援計画の提案
（２）学校内におけるチーム支援体制の構築及び支援
（３）支援を必要とする児童生徒及び保護者との面接及び電話対応
（４）支援を必要とする児童生徒が置かれた環境への働き掛け
（５）関係機関との連絡調整及びネットワークの構築
（６）教職員等への研修活動

注）勤務場所については、仙台市小・中・高等学校・中等教育学校・特別支援学校のいずれかで、１日あたり１つの中学校区等の学校（複数校）を兼務していただきます。

４　受験資格　　次の（１）～（２）の要件を満たす者

（１）次のいずれかの資格要件にあてはまる者

「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格取得者（令和９年３月末までの見込みを含む）

※採用日まで当該資格を取得できなかった場合は、採用を取り消します。

（２）次のいずれにも該当しない者

①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②　仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

③　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

④　平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

⑤　令和８年 12 月 25 日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）」（令和６年法律第 69 号）に規定する特定性犯罪事実該当者

【特記事項】

・本業務へ従事するに当たっては、令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当教育委員会の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

５　区分・勤務条件等

下記の区分のうち、いずれかを選んで申し込んでください。

（１）週２勤務スクールソーシャルワーカー

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日６時間、週２日勤務、年間３５週勤務
休日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に週３日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額　１８９，０００円（基本月額＋地域手当相当額） 年額　２，２６８，０００円
その他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入 ・忌引き等の特別休暇（有給） ・健康診断（胸部Ｘ線検査のみ）

（２）週３勤務スクールソーシャルワーカー

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
勤務時間	１日６時間、週３日勤務、年間３５週勤務
休日	土曜日、日曜日、祝日のほか、平日に週２日（勤務校と相談の上決定）
報酬見込み	月額　２８３，５００円（基本月額＋地域手当相当額） 年額　３，４０２，０００円
その他	・通勤手当（規定に基づき支給される場合あり） ・労災保険加入 ・忌引き等の特別休暇（有給） ・健康診断（胸部Ｘ線検査のみ）

注）１　報酬額は令和８年１１月時点による見込み額であり、改定される場合があります。

２　学校での教育支援活動の時間以外に、年間１０日程度の研修、ヒアリング等を行います。

３　雇用期間は同一の職が引き続き設置される限り、最大で一会計年度までです。ただし勤務成績が不良でなく、翌年度も同一の職が設置される場合に限り、公募によらない再度の任用を行う場合があります。（非公募での再度の任用：上限２回）

４　新規採用者を対象に、令和９年４月に２時間程度の新規採用者研修会を実施します。必ず受講するようお願いいたします。

６　試験日時

一次試験：令和９年１月１４日（木）　午前１０時から午前１１時３０分まで

※一次試験の合格者を対象に、二次試験を実施します。

二次試験：令和９年２月１５日（月）　午前９時３０分から午後３時まで

７　試験会場

一次試験：仙台市教育センター

仙台市宮城野区鶴ケ谷北１丁目１９番１号

二次試験：仙台市役所上杉分庁舎１２階　教育局第１会議室

仙台市青葉区上杉１丁目５番１２号

８　試験内容

一次試験：論文

二次試験：個別面接

９　応募方法

（１）提出書類は、次の提出先へ直接持参するか、郵送してください。

〒980-0011　仙台市青葉区上杉１丁目５番１２号　仙台市役所上杉分庁舎１３階
仙台市教育局学校教育支援部　多様な学び支援課

（２）郵送にて、「配達証明」等の確実な方法により送付してください。受付期間中の消印があるものに限り受理します。

（３）封筒に「SSW 受験応募」と朱書きの上、上記の住所まで提出してください。

10　応募期間

令和８年１１月９日（月）～令和８年１２月１１日（金）　※当日消印有効
直接持参の場合、受付時間は、午前９時から午後５時まで（土・日・祝日除く）とします。

11　提出書類

（１）仙台市スクールソーシャルワーカー採用試験受験申込書

① 仙台市教育委員会所定のものを提出してください。

② 申込書は、仙台市教育委員会のホームページからダウンロードするか、又は来庁の上直接受け取りをお願いします。

③ 受験票は、令和８年１２月２３日（水）までに郵送にて交付します。

※受験票が上記日付まで届かない場合には、下記問い合わせ先に照会してください。

（２）学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に係る誓約書

（３）資格を取得済みの方は、「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格認定書の写し（１部）を提出してください。資格を取得見込みの方は、最終学歴証明の写し（１部）を提出してください。

※取得見込みの方は、資格取得後に証明できるものの写しを（１部）ご提出いただきます。

（４）封筒２枚（受験票郵送用、一次試験結果通知用）

・ 受験票郵送用封筒（長形３号、１１０円切手貼付、申込者住所、氏名記入）

・ 合否通知用封筒（長形３号、１１０円切手貼付、申込者住所、氏名記入）

12　持参していただくもの

（１）受験票

（２）筆記用具

（３）「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格を証明するものの原本、又は最終学歴卒業証明の原本

13　選考結果

（１）一次試験および二次試験の合否については、各試験日から１０日以内に郵送で通知します。

（２）一次試験を合格した方には、二次試験日程をお知らせします。

（３）試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。（開示については、事前の申込みが必要です。）

○事前申し込み方法

【対　　象】　試験の不合格者

【開示内容】　試験結果の順位

【期　　間】　合格発表の日より１０日間

【申込方法】　受験者本人が、事前に、午前９時から午後４時３０分までの間に口頭で申込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。なお、電話・手紙等での申込はできません。

【申込場所】　仙台市教育局　学校教育支援部多様な学び支援課　企画班

【必要書類】　受験票又は本人であることが確認できる書類（運転免許証・旅券等）

14　その他

応募書類については、返却しませんのでご了承願います。採用試験後に当方で責任をもって処分します。

15　問い合わせ先　申し込み手続きや試験、採用の問い合わせは、下記担当までお願いします。

仙台市教育局学校教育支援部　多様な学び支援課　企画班　（担当：中村）
〒980-0011　仙台市青葉区上杉１丁目５番１２号　上杉分庁舎１３階
電話：022-214-0004

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。